

会 議 録

会議の名称		令和 4 年度第 1 回つくば市景観審議会		
開催日時		令和 4 年(2022 年) 7 月 21 日 (木) 開会 10 時 閉会 12 時		
開催場所		つくば市役所 6 階 第 2 委員会室		
事務局 (担当課)		都市計画部都市計画課		
出席者	委員	横張真、藤川昌樹、山本早里、上野弥智代、藤間明美、 相澤晴夫		
	事務局	都市計画部 大里部長、根本次長 都市計画課 大久保課長、殿岡課長補佐兼係長、神立係長、 加藤主任		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0 名
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第 5 条第 4 項の規定による不開示情報を含むため。		
議題		報告事項 ①特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告) ②バス停上屋時刻表裏面の修景について ③令和 3 年度実績報告について		
会議録署名人		藤川委員、上野委員	確定年月日	令和 4 年(2022 年) 8 月 31 日
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 4 その他 5 閉会			
3 議事		報告事項① 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)		

様式第1号

(i) 事務局説明

配布資料に基づき説明

(ii) 質疑応答

○会長

ご質問ご意見等お受けしたいと思います。

○委員

デイズタウンについて、良い感じの意匠に変更されているように思ったのですが、どういう理由で変わったんですか。

○事務局

企業のブランドイメージの変更と聞いております。

○会長

全国の西友がこういうデザインで統一されるのか、今回たまたまつくば市に関してはこういうデザインで配慮していただいたということなんですか。

○事務局

全国の店舗の情報までは聞いておりませんでした。

○会長

非常に良いなと思っているんですけども、積極的に評価してあげたらいいという気がいたしますが、そのあたり調べていただくこと可能ですか。

○事務局

はい、調査したいと思います。

○会長

デイズタウンに関しては、業態として非常に雑多、猥雑になりやすいのですが、いろいろとご協力をいただいていることもあるので、例えば、市長名で賞状をあげるということもよろしいのではないかという気がします。

○事務局

市としてなのか、景観審議会としてなのか、いろいろな手法がございますの

様式第1号

で、良い方法を検討したいと思います。

○会長

市長名か部長名であると重みがあって良いという気がします。次にトナリエクレオですけれども、①の野立広告は9箇所の内7箇所、②の東側壁面は6箇所の内4箇所、③の北側壁面は8箇所の内4箇所埋まっています、少しずつ違うのですがどういうことなんでしょうか。

○事務局

広告物を表示する際は、その場所を借りることになるので、金額的な面もありますが、入居するテナントの意向で表示場所が変わるのだと思います。

○会長

①の野立広告で2箇所空白となっていますが、あと2つ分のテナントの空きがあるということなんでしょうか。

○事務局

テナントの空き数としましては、2つ以上はあると聞いております。

○会長

全てのテナントが広告物を出すとは限らないということですか。

○事務局

はい。1階にいくつか店舗はありますが、現状では、比較的規模の大きい店舗が屋外に広告物を表示しており、それ以外の店舗は出入口部分の風除室など建物の中に広告物を表示している形となっております。

○会長

何を懸念しているかという、今後さらにテナントが埋まっていったときに、表示場所が足らなくなり、もっと増やしていきたいという話が出てくるのではと思ったんですけど、そのあたりはどうですか。

○事務局

特例許可だからといって、際限なく増やせるというわけではなく、最初に広告

様式第1号

物の全体計画を立てて、その中で運用していただくということで事前に事業者と協議しております。

○委員

トナリエクレオについて、以前ロピアに関しては、色彩を抑えていただいたと思うのですが、デコホームのオレンジ色はオリジナルの意匠なのか、それとも配慮された意匠なのでしょうか。

○事務局

デコホームにつきましては、もともとの色彩が市の基準に合致しているものとなっております。

○会長

バス停上屋ですが、一誠商事の表示内容は、以前のものより良い感じになっています。タレントを使っているものは、確かなるべく小さく表示するように配慮していただいたんですよね。

○事務局

はい。そのように配慮していただいております。タレントを使っている1箇所については、中小企業からニッポンを元気にプロジェクトというものに一誠商事が参画していて、その広報活動の一環となっており、契約期間である年明けの1月までの表示となっております。

○委員

グランステージ山新について、資材センターから資材館に意匠変更となり表示面積減となっておりますが、表示面積はどのように算定しているんですか。

○事務局

チャンネル文字については、文字の外郭線の縦×横で算定しています。

○会長

資材センターに対して、資材館の文字数が6文字から3文字に減っていますが、単純に50%減というわけではないんですか。

様式第1号

○事務局

文字のバランスもあり、隙間を少し調整しているので、単純に面積は半分にはなっていない状況です。

○会長

文字の大きさは変わっていないんですか。

○事務局

数センチ程度ですが、変わっております。

○会長

資材という2つの文字は、そのまま使用しているわけではなくて、全体を作り直しているということでしょうか。

○事務局

はい。文字のバランスに合わせた形となっております。

○委員

資料とは直接関係ないんですが、LALA ガーデンについて、もうすでに中の店舗が別のところに移ったりしていますよね。そういう影響が今後こちらの申請に出てくるのかなと思いますがいかがでしょうか。

○事務局

LALA ガーデンにつきましては、10月頃に閉店というのは聞いておりますが、その後の利活用は聞いていない状況です。同じように複合テナントとなるのであれば、広告物の設置について景観審議会に相談する場合もあるかもしれません。

○委員

跡地というより、トナリエキュートにアカチャンホンポが移ってきているんですけど、ガラスの内側の広告で、赤がすごい出ていて、気になっていたんです。ただ、屋外ではないという扱いなので、申請には出てこないんですよね。

○会長

様式第1号

基本的にこれまでの議論としては、窓の内側から貼り付けているものに対しては、コントロールの対象外でしたが、最近、千代田区が、それに対するコントロールを入れているので、ご参照いただくといいかと思います。

○事務局

他の自治体、まずは千代田区について調べてみたいと思います。トナリエに関しては、窓という認識が無くならないように、全面貼りは控えてくださいということで、景観上の観点でお願いはしている状況です。

報告事項② バス停上屋時刻表裏面の修景について

(i) 事務局説明

配布資料に基づき説明

(ii) 質疑応答

○会長

ご意見等いかがでしょうか。

○委員

正面から見て、もうちょっとスリガラス状の部分が不透明になるかなと期待していたところです。進行方向斜めからの視点では、割と模様が見えているようで、光の加減にもよるんですが、こんなところですね。今のところ本当に無難な選択になっているので、もう少しスリガラス状の部分の量を増やしたりとか、いろいろチャレンジができるのではないかなとは思っております。

○会長

今後増やしていくときの意匠の変更は可能なんですか。

○事務局

最初は何も貼らないでほしいという意見がありましたが、景観上の修景ということで、影響が少ない範囲で試験的に貼ることができました。変更は可能と思いますが、費用面もありますので、事業者と協議をしながら進めていければと思

様式第1号

っております。

○会長

耐久性の問題として、試験的ということでしたが、それだけではなくて、見え方に関しても、スリガラス状の部分をもう少し増やすとか、もう少し濃くするとか、そういう検討も試験のうちであるという理解でよろしいわけですか。

○事務局

そのとおりです。耐久性と合わせて、見え方も含めて少し様子を見て、検討していくことになります。

○委員

時刻表の裏面がそのまま出ている、ちょっとみともないっていうのもあって、この透明度ですと、正面から見るとあまり消えていないので、その辺をもう少し工夫できればと思っております。

○委員

時刻表の裏側、鋸みみたいなものが非常に目立っているのも、ここ自体もう少し何かやれることないのかなと思います。

○委員

このシートはもっといろいろ種類があるのですが、最初はできる限り目立たないようにということで、透明度が高いこのデザインになってしまいました。

○会長

そもそもの問題として、時刻表を取り付けている板が非常に無骨だと思うんです。ある程度裏面から見えないように隠すということもありますが、これ自身の意匠を変えるということが検討されてもいいんじゃないかと思います。

○事務局

設置方法等については、今後、事業者と協議しながら検討したいと思います。

○会長

全体としては非常に良いと思うし、本当惜しいというのが正直なところです。

様式第1号

○委員

北部シャトルを時々使うんですけど、そちらのバス停に設置する予定っていうのは、今のところはないのでしょうか。

○事務局

学園の森のカスミやコーナンがある交差点付近のバス停において、道路の拡幅が終わった後に整備をするかもしれないという話は聞いておりますが、それ以外についての計画は聞いていない状況です。

○委員

北部シャトルは、利用者が多いのと、特に東大通りは車がかなりのスピードで通るので、上屋があると、雨よけという意味でもすごく助かるという気がするんです。もし可能だったら、検討をお願いしていただければと思います。

報告事項③ 令和3年度実績報告について

(i) 事務局説明

配布資料に基づき説明

(ii) 質疑応答

○会長

ご質問ご意見等いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

研究学園小学校、中学校ですが、階数と構造はどのような計画でしょうか。

○事務局

3階建てで、構造は鉄筋コンクリート造となっております。

○委員

緑もあまりなく平凡な印象で、これは初期イメージということなんですか。

○事務局

イメージパースですので、多少変更される可能性はあるかと思います。

様式第1号

○会長

つくばエクスプレスに乗車されている方からすると、視界的にはどう見えるんでしょうか。

○事務局

直接教室は見えないのではないかとはいえませんが、担当部署に確認したいと思います。

○会長

つくばエクスプレスに乗っていると、筑波山が見えたりするエリアで、視界が遮られるものがあるとちょっと目立つという気がします。もちろん学校側としても電車が走るレベルと同じレベルに教室があるとうるさいでしょうから、そういう意味からも軒下にした方がいいとは思いますが。

○委員

重点是正地域というのはすごく効果が出ていて素晴らしいなと思います。この先、候補箇所はあるんでしょうか。

○事務局

候補地として最初に設定した交差点については、令和4年度に指定したところで全て指定し終わるんですが、その他については、今後新たな候補地を検討していくところです。

○委員

広告主に対して是正を求めるといことなんですけど、この広告を建てる業者に対しても指導ってできないのかなと思います。

○事務局

是正のやり方なんですけど、まず広告主に対して、所有者や施工者を確認するため、文書を送付します。所有者が広告業者である場合は、その広告業者に対して是正するよう指導しています。

○委員

様式第1号

交差点なので、建ててはいけない場所という根拠があって、撤去いただいたと思うんですが、合っていますか。

○事務局

信号機からの距離の関係で出せない範囲はありますが、近隣店舗等案内広告という種類の広告物であれば、許可をとって設置することはできます。

○委員

建て替える前提で、まずは撤去してもらったということですか。

○事務局

はい。許可が出るものに関しては、その建て替えを視野に入れた上で、是正指導しているのが現状です。

○委員

今後のことなんですが、違反している根拠となるものが大きさの場合、建て替えなさいということで、指導していく感じでしょうか。

○事務局

はい。現状を見ますと、まずは大きさがオーバーしている状況です。先ほど申し上げました近隣店舗等案内広告は、1店舗あたり表示面積が2㎡までというのが許可の基準となります。

○委員

今のようなご説明が絵とかになっていると、違反していると通じるかもしれないので、何か工夫して今後の指導の方向性と周知をしていただけないかと思いました。あと、空き店舗で崩れかかっているような広告物については、いかがでしょうか。

○事務局

事例になりますが、土浦学園線沿いの空き店舗において、崩れそうで危ないという苦情がございました。まずは所有者に連絡をとり、危ないのを撤去してくださいと指導しました。企業がつぶれていたり、連絡がとれなかったり、全ての空

様式第1号

き店舗に対して指導できるかというところも難しいところもあります。

○委員

全体像が読めないんですけど、本当に危険そうだったら、例えば、補助金を出すから取り壊しましょうとか、そういう方向もあるのかなと思います。

○会長

今の点に関しては、特定空き家としての指定がされれば、行政代執行で全部取れちゃうんです。相当ハードルが高いですけども、そういうアプローチもあるかと思います。看板だけじゃなくて、空き家対策の問題が顕在化していくんじゃないかと思いますので、そのあたりは少し先回りして検討してもいいかもしれないです。あと、非常にご尽力いただいて、市全体として違法看板が少なくなっ
て大変良い方向にいつていると思う次第なんですけど、公共機関が出している看板についても、少し整理が必要な箇所があったりするんじゃないかなという気がするんです。市内での調整として、どういうふうにもうまく今後誘導していくのかということがあると思います。それと、選挙系のものですが、ずっと出しっ放しというのが結構市内で見につくという気がするんですけど、政党の本部に連絡するとか、そのあたりはどうでしょうか。

○事務局

公共施設の看板につきましては、年に2回、当課から通知を出し、適切な設置や管理について誘導しております。政党の件ですが、公職選挙法の関係もありますので、選挙管理委員会事務局で対応している状況です。

以 上

令和4年度第1回つくば市景観審議会 次第

日時：令和4年(2022年)7月21日(木) 午前10時～

場所：つくば市役所本庁舎 6階 第2委員会室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

報告事項

- ① 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について **【資料 No. 1】**
(承認基準に基づく許可の報告)
- ② バス停上屋時刻表裏面の修景について **【資料 No. 2】**
- ③ 令和3年度実績報告について **【資料 No. 3】**

4 その他

- ・次回景観審議会について
- ・景観に関するディスカッション

5 閉会

報告事項①

特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について
(承認基準に基づく許可の報告)

1 概要

特例の許可を受けているトナリエクレオ、トナリエキュート、デイズタウン、グランステージ山新、バス停上屋の屋外広告物において、「特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更等に係る許可の取扱いについての承認基準」に基づき許可しましたので、変更内容を報告するものです。

2 トナリエクレオの変更内容

(1) 表示場所



(2) 現許可の内容

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	2	14.36 m ²
建築物利用広告	47	153.38 m ²
広告幕	38	22.80 m ²
合計	87	190.54 m ²

(3) 変更した広告物の設置位置



(4) 変更内容

① 野立広告

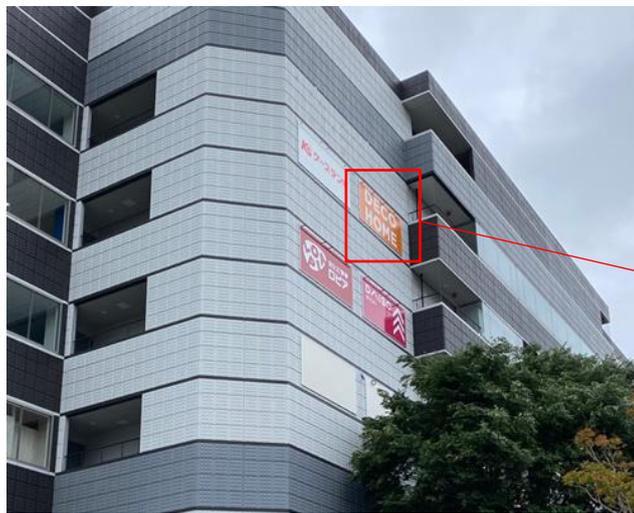
(現況写真)



表示面積	11.84 m ²
変更内容	白板 → DECOHOME、N 高等学校

② 建築物利用広告（東側壁面）

(現況写真)

表示面積 6.48 m²

変更内容 白板 → DECOHOME

③ 建築物利用広告（北側壁面）

(現況写真)

表示面積 3.24 m² × 2箇所

変更内容 白板 → DECOHOME、N高等学校

3 トナリエキュートの変更内容

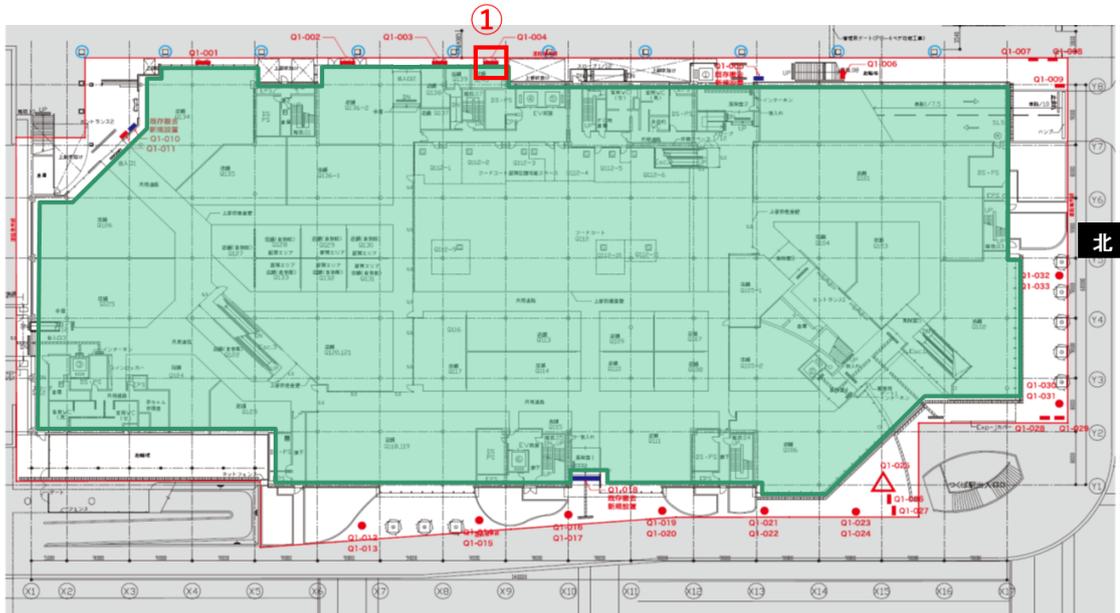
(1) 表示場所



(2) 現許可の内容

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	13	32.80 m ²
建築物利用広告	51	170.71 m ²
広告幕	18	10.80 m ²
合計	82	214.31 m ²

(3) 変更した広告物の設置位置
配置図 (1階)



配置図 (2階)



(4) 変更内容

① 建築物利用広告（1階）

(現況写真)		
		
表示面積	1.36 m ²	(変更前)
変更内容	宝くじの意匠変更	

② 建築物利用広告（2階）

(現況写真)		
		
表示面積	4.29 m ²	(変更前)
変更内容	KEISEI の意匠変更	

③ 建築物利用広告（2階）

(現況写真)

表示面積 4.29 m²

変更内容 白板 → KEISEI

④ 建築物利用広告（2階）

(現況写真)

表示面積 5.33 m²

変更内容 白板 → KEISEI

4 デイズタウンの変更内容

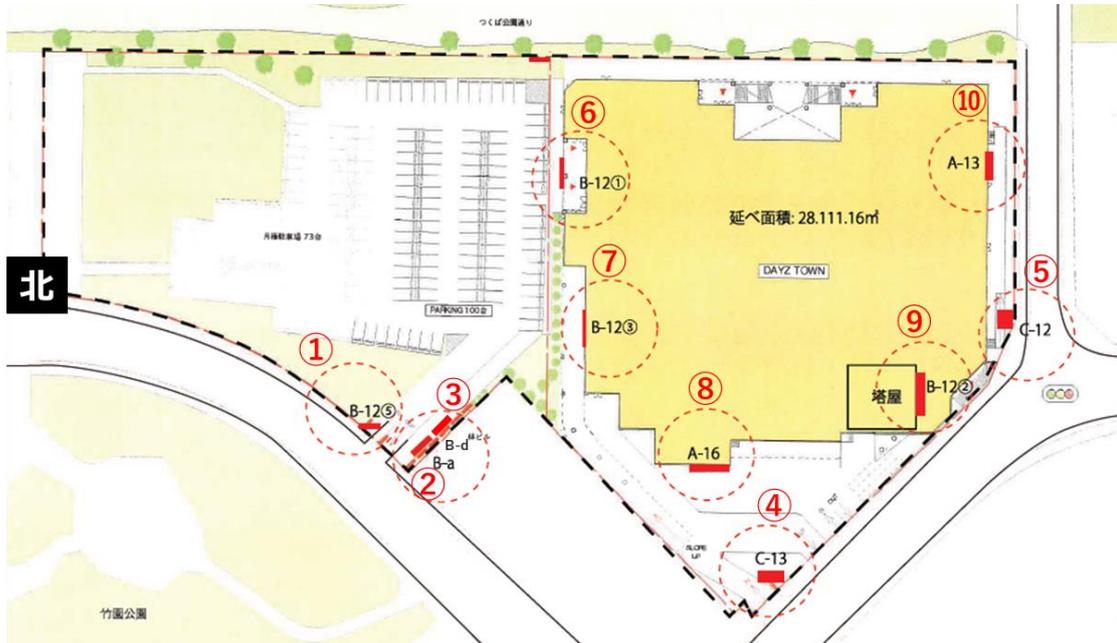
(1) 表示場所



(2) 現許可の内容

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	20	181.35 m ²
建築物利用広告	40	206.50 m ²
広告幕	1	3.20 m ²
合計	61	391.05 m ²

(3) 変更した広告物の設置位置



(4) 変更内容

① 野立広告

(現況写真)



表示面積	2.40 m ²	(変更前)
変更内容	SEIYU の意匠変更	

② 野立広告

(現況写真)



表示面積

7.50 m²

変更内容

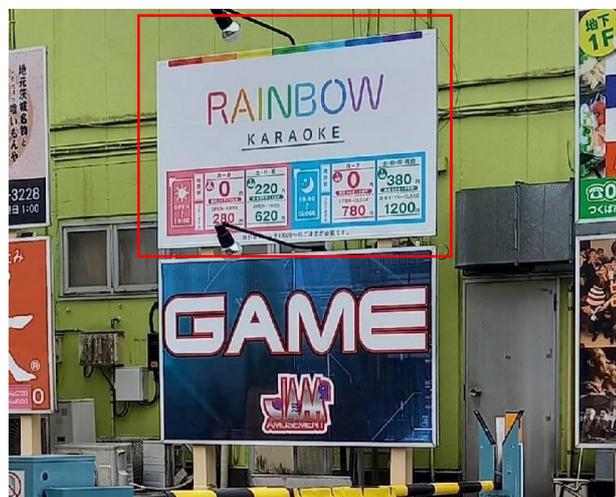
SEIYU の意匠変更

(変更前)



③ 野立広告

(現況写真)



表示面積

7.50 m²

変更内容

カラオケ RAINBOW の
意匠変更

(変更前)



④ 野立広告

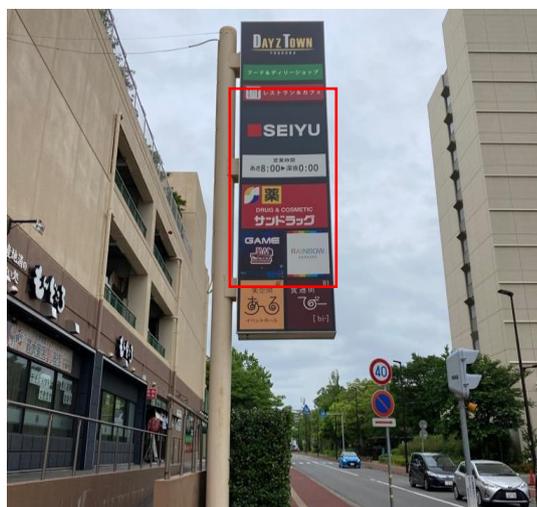
(現況写真)



表示面積	11.24 m ²	(変更前)
変更内容	SEIYU の意匠変更	

⑤ 野立広告

(現況写真)



表示面積	16.58 m ²	(変更前)
変更内容	SEIYU、サンドラッグ、カラオケ RAINBOW の意匠変更	

⑥ 建築物利用広告

(現況写真)



表示面積	5.76 m ²	(変更前)
変更内容	SEIYU の意匠変更	

⑦ 建築物利用広告

(現況写真)



表示面積	21.45 m ²	(変更前)
変更内容	SEIYU の意匠変更	

⑧ 建築物利用広告

(現況写真)



表示面積	18.15 m ²	(変更前)
変更内容	SEIYU、サンドラッグ、カラオケ RAINBOW の意匠変更	

⑨ 建築物利用広告

(現況写真)



表示面積	10.85 m ²	(変更前)
変更内容	SEIYU の意匠変更	

⑩ 建築物利用広告

(現況写真)



表示面積

18.82 m²

変更内容

SEIYU、カラオケ RAINBOW の
意匠変更、サンドラッグ、魚
民の表示位置の変更

(変更前)



5 グランステージ山新の変更内容

(1) 表示場所



(2) 現許可の内容

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	6	183.58 m ²
建築物利用広告	24	326.77 m ²
合計	30	510.35 m ²

(3) 変更した広告物の設置位置



(4) 変更内容

① 建築物利用広告

(現況写真)



表示面積	22.01 m ²	(変更前)
変更内容	ペットショップの意匠変更 表示面積減 22.48 m ² →22.01 m ²	

② 建築物利用広告

(現況写真)



表示面積	8.55 m ²	(変更前)
変更内容	資材館の意匠変更 表示面積減 12.6 m ² →8.55 m ²	資材センター

6 バス停上屋の変更内容

(1) 表示場所



(2) 変更内容

① 竹園1丁目

(現況写真)



表示面積	1.80 m ²	(変更前)
変更内容	一誠商事の意匠変更	

② 千現1丁目

(現況写真)



表示面積	1.80 m ²	(変更前)
変更内容	一誠商事の意匠変更	

③ 産総研入口

(現況写真)



表示面積	1.80 m ²	(変更前)
変更内容	一誠商事の意匠変更	

④ 学園並木

(現況写真)



表示面積	1.80 m ²
変更内容	広告主決定 (つくばフラワー耳鼻咽喉科)

報告事項②

バス停上屋時刻表裏面の修景について

1 概要

市で運行しているコミュニティバス「つくバス」において、広告付きバス停留所上屋を 14 か所整備することになった旨を前回の景観審議会において報告いたしました。その際、時刻表裏面の修景に対するご意見をいただきましたので、修景方法を検討し、試験的に施工しましたので、その状況を報告するものです。

2 バス停位置及び試験施工箇所

試験施工箇所：2 箇所 ⑦つくば市役所北（下り）⑧つくば市役所北（上り）



3 修景方法

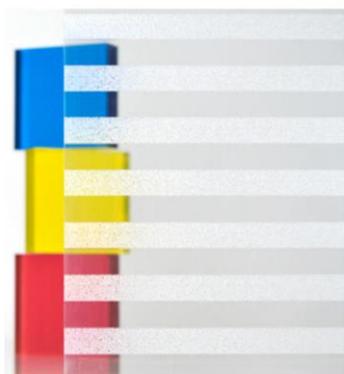
(1) 検討事項

関係部署と協議し、修景方法を検討する際に注意した点は次のとおりです。

- ・車の運転者に対して、注意をひくようなデザインにしないこと。
- ・ガラス面は極力透明部分を確保し、バスの運転者やバスを待っている人からの視認性を損なわないこと。

(2) 修景方法

上記の検討事項を踏まえ、スリガラス部分と透明部分がストライプ状になっているフォグラスというシートをガラス面に貼り付けることになりました。



製品：フォグラス C-200
サンドストライプC
スリガラス部分 15mm、透明部分 15mm

4 施工前の写真

⑦つくば市役所北（下り）



5 施工後の写真

⑦つくば市役所北（下り）



6 今後について

バスの運転者やバスを待っている人からの視認性、雨や風、熱などに対する耐久性を確認するため、数ヶ月経過観察を行います。その後、支障がないことを確認してから他のバス停においても施工していく予定です。

報告事項③

令和3年度実績報告について

〔ア 景観法に基づく届出〕

1 届出件数

行為の種類	届出	通知	合計
建築物の建築	42	4	46
工作物の建設	4	0	4
開発行為	4	0	4
合計	50	4	54

2 行為の種類毎の内訳

(1) 建築物の建築（届出）

種類	件数
商業施設・業務施設	6
倉庫・工場・研究所・研修所	23
共同住宅・寄宿舍	11
学校・保育施設・老人福祉施設	2
合計	42

(2) 工作物の建設（届出）

種類	件数
携帯電話用コンクリート柱	4
合計	4

(3) 開発行為（届出）

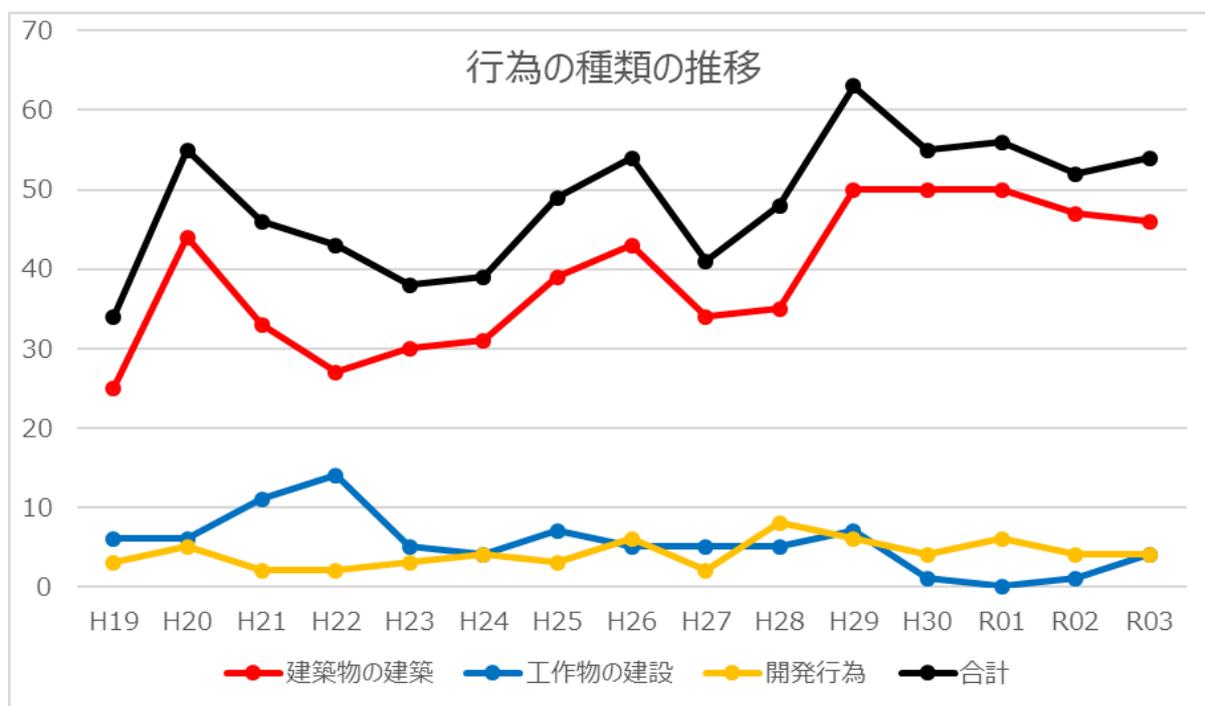
種類	件数
宅地分譲	2
倉庫建築	2
合計	4

(4) 通知

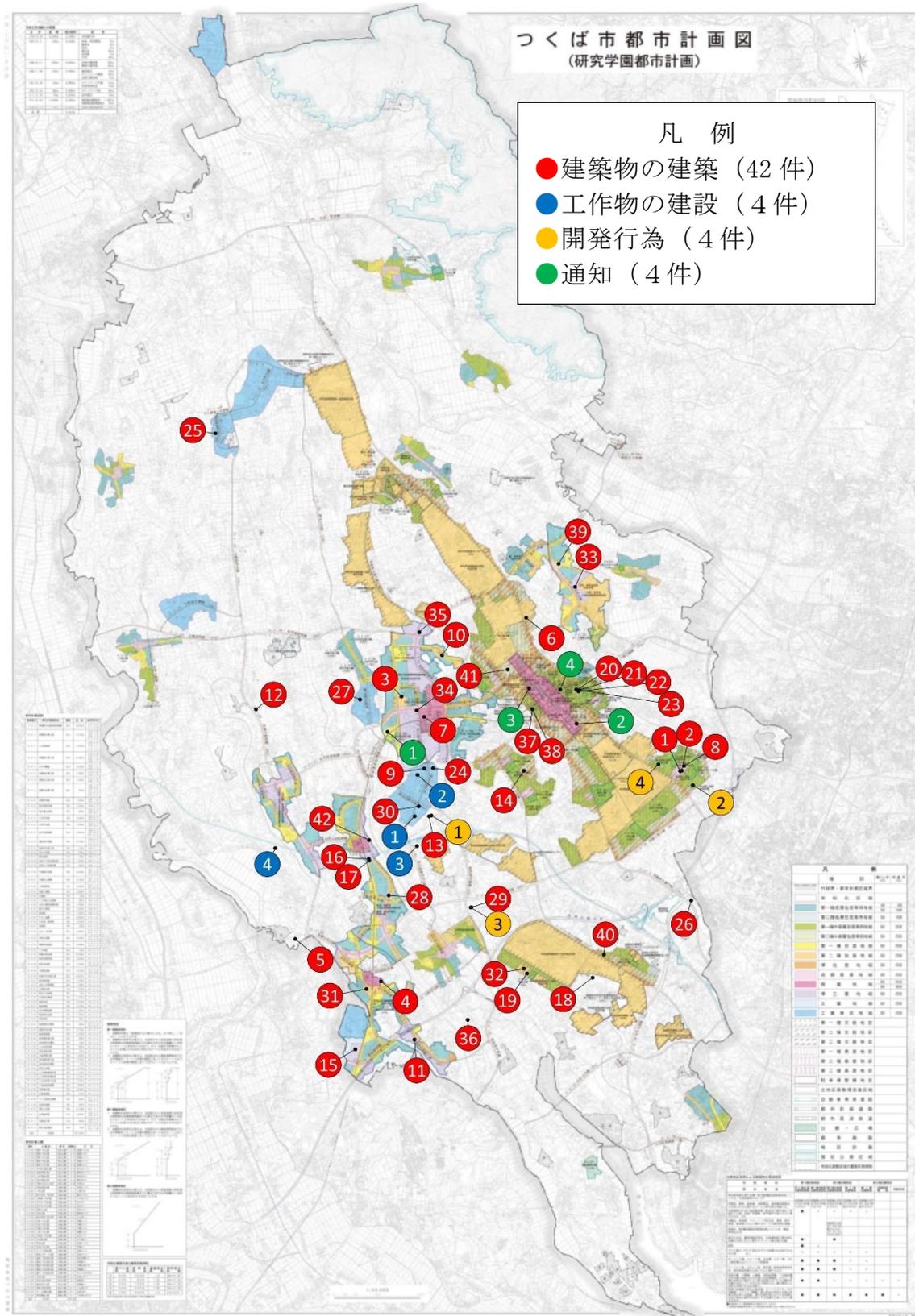
種類	件数
学校	2
事務所	1
職員宿舎	1
合計	4

3 行為の種類の変移

行為の種類	届出件数														
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
建築物の建築	25	44	33	27	30	31	39	43	34	35	50	50	50	47	46
工作物の建設	6	6	11	14	5	4	7	5	5	5	7	1	0	1	4
開発行為	3	5	2	2	3	4	3	6	2	8	6	4	6	4	4
合計	35	55	46	43	38	39	49	54	41	48	63	55	56	52	54



4 分布図



5 事例紹介

(仮称) 研究学園小学校、研究学園中学校

所在地：研究学園二丁目 26 番地

用途地域：第一種住居地域

用途：学校（小学校、中学校）

敷地面積：25,200.30 m²

延べ面積：14,384.22 m²

高さ：16.2m



イメージパース



〔 イ 屋外広告物条例に基づく許可 〕

1 許可件数

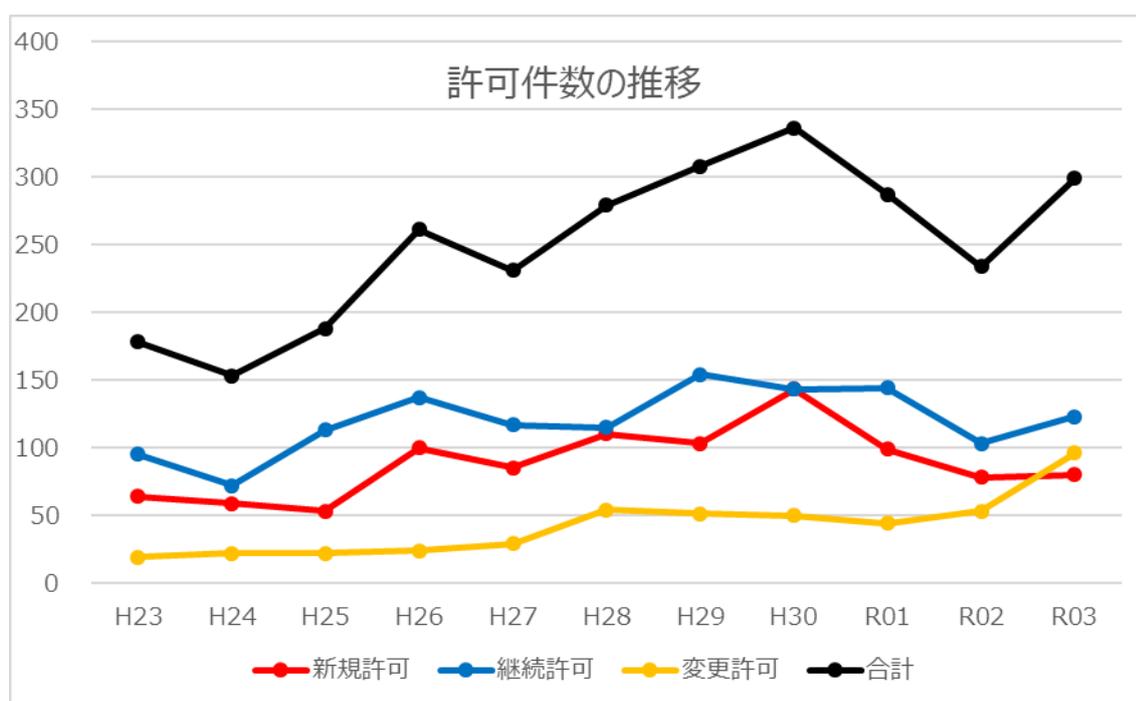
行為の種類	許可件数（申請件数）	許可広告物（枚数）
新規許可	80	326
継続許可	123	3,103
変更許可	96	234
合計	299	3,663

2 許可広告物数の内訳

広告物の種類	広告物数			
	新規許可	継続許可	変更許可	合計
野立広告	52	188	67	307
建築物利用広告	255	472	101	828
広告幕	4	19	31	54
電柱袖付広告	0	524	0	524
電柱巻立広告	0	1,739	0	1,739
近隣店舗等案内広告	7	4	6	17
消火栓標識広告	0	120	1	121
置広告	3	25	18	46
車体利用広告	5	4	7	16
バス停上屋添加広告物	0	8	3	11
合計	326	3,103	234	3,663

3 許可件数等の推移

	新規許可		継続許可		変更許可		合計	
	件数	広告物数	件数	広告物数	件数	広告物数	件数	広告物数
H23	64	150	95	3,288	19	24	178	3,462
H24	59	217	72	3,540	22	31	153	3,788
H25	53	278	113	3,634	22	55	188	3,967
H26	100	470	137	3,557	24	44	261	4,071
H27	85	370	117	3,610	29	94	231	4,074
H28	110	396	115	3,626	54	159	279	4,181
H29	103	307	154	3,692	51	98	308	4,097
H30	143	549	143	3,635	50	96	336	4,280
R01	99	501	144	3,441	44	133	287	4,075
R02	78	454	103	3,021	53	177	234	3,652
R03	80	326	123	3,103	96	234	299	3,663



〔ウ 違反広告物の除却〕

1 概要

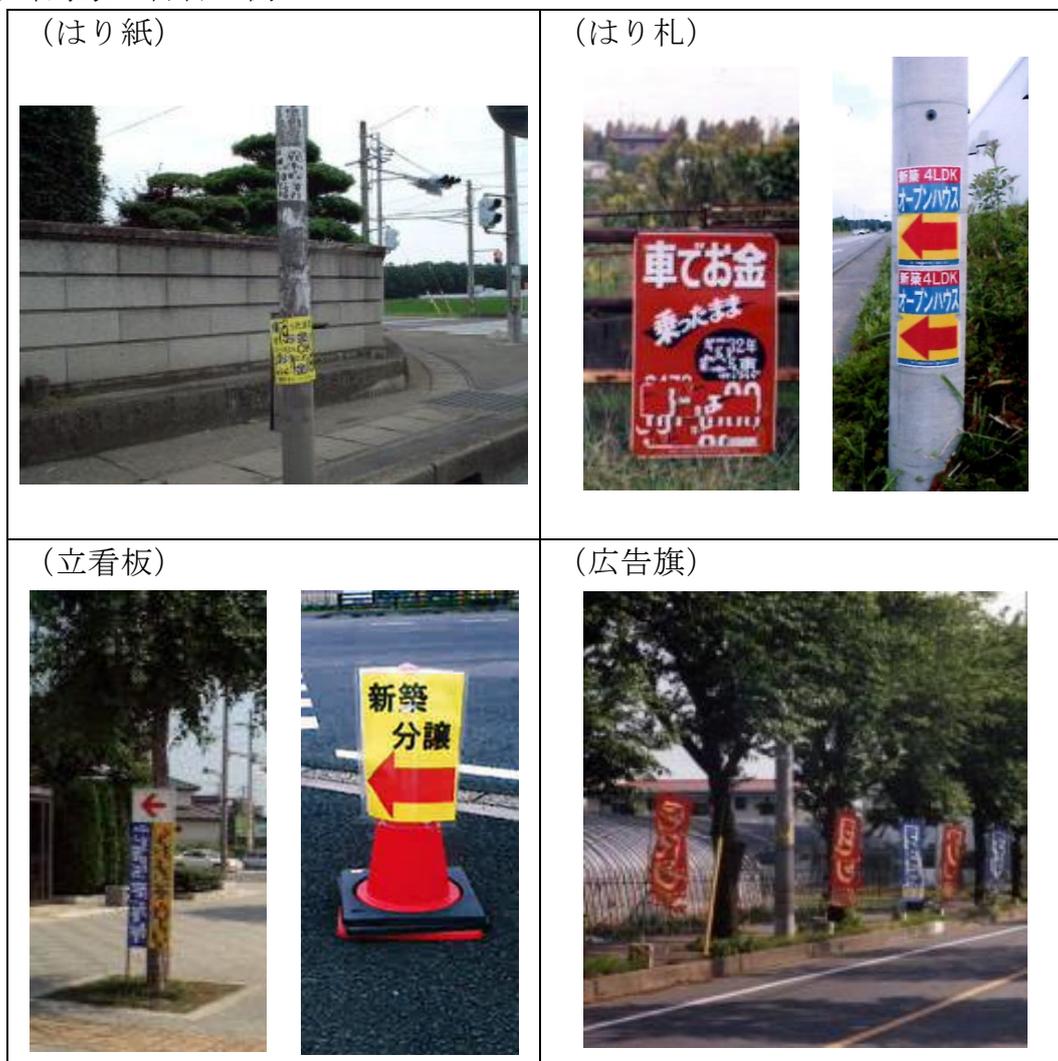
(1) 取り組み内容

電柱、信号機、街路樹、歩道などに違法に表示されている「はり紙」、「はり札」、「立看板」、「広告旗」を撤去しています。

(2) 実施主体

- ・市職員
- ・業務委託
- ・ボランティア団体：9団体（茨城県まちの違反広告物追放推進制度）

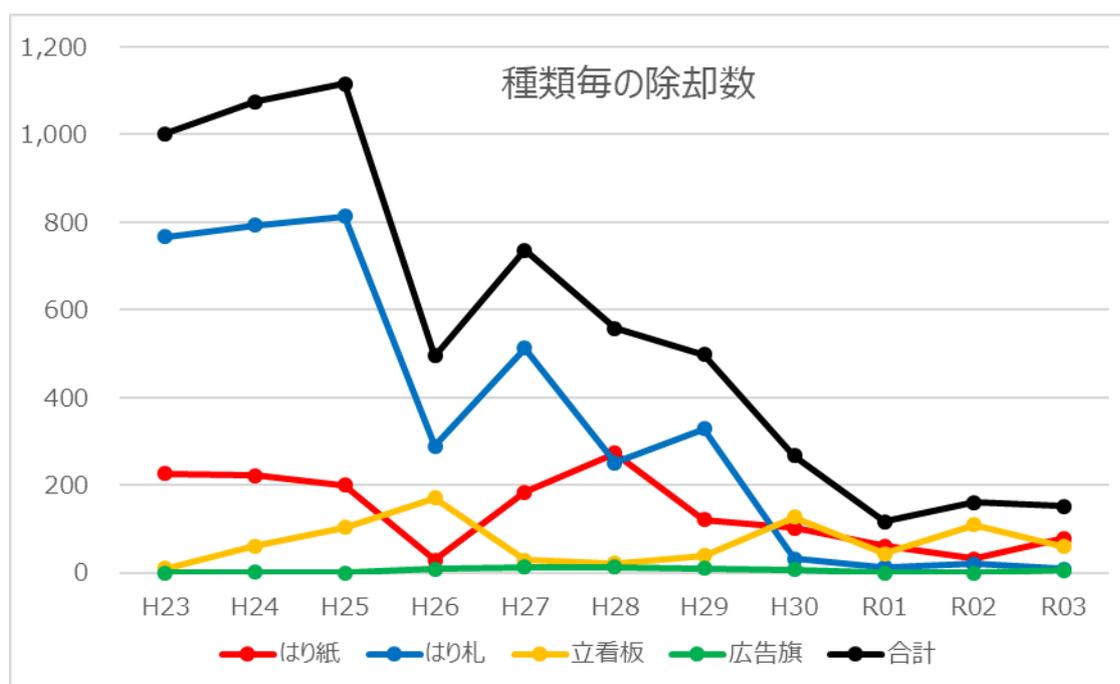
2 除却対象広告物の例



3 除却実績の推移

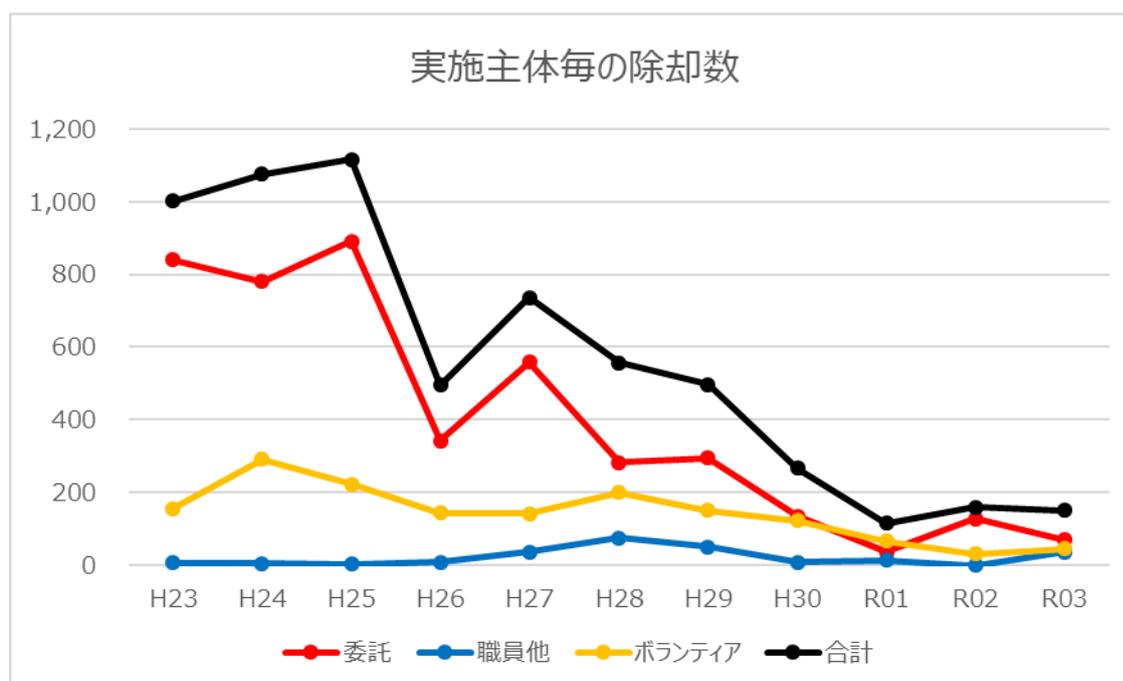
(1) 種類毎の除却数

年度	はり紙	はり札	立看板	広告旗	合計
H23	226	767	9	0	1,002
H24	221	792	61	1	1,075
H25	199	813	103	0	1,115
H26	28	288	171	8	495
H27	183	512	28	13	736
H28	273	250	21	13	557
H29	120	328	39	10	497
H30	102	32	126	7	267
R01	61	12	43	0	116
R02	31	20	109	0	160
R03	78	8	59	6	151



(2) 実施主体毎の除却数

年度	委託	職員他	ボランティア	合計
H18	839	7	156	1,002
H24	780	4	291	1,075
H25	890	3	222	1,115
H26	343	8	144	495
H27	558	36	142	736
H28	282	75	200	557
H29	295	51	151	497
H30	135	9	123	267
R01	36	14	66	116
R02	128	0	32	160
R03	69	37	45	151

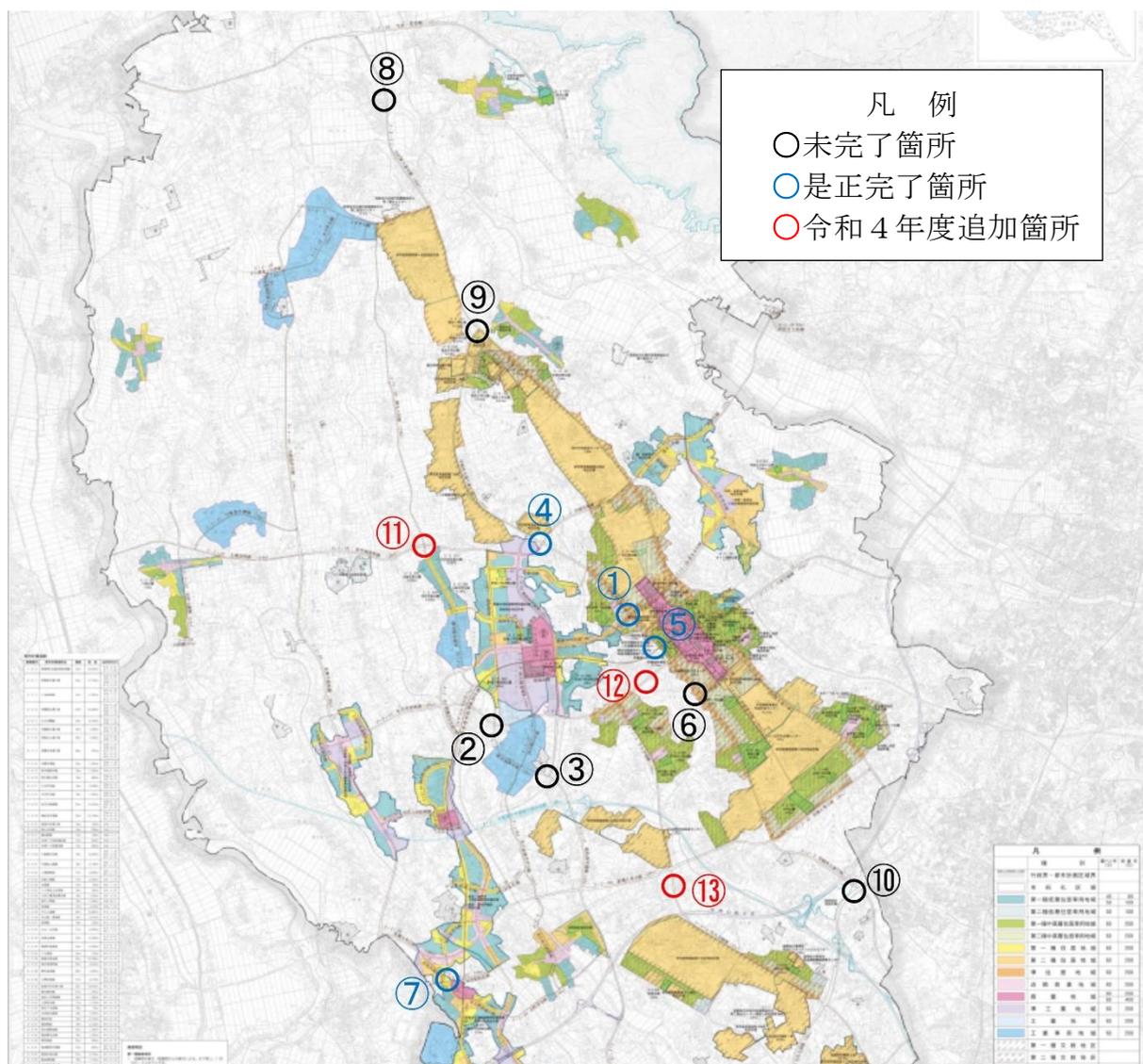


エ [違反広告物（ロードサイン）の是正指導]

1 概要

「つくば市違反広告物等是正事務処理要領」に基づき、令和元年度から、主要幹線道路の交差点部を重点是正地域として指定し、違反広告物を掲出している広告主に対して是正指導を行っています。

2 重点是正地域



3 指導実績

重点是正地域		対象 件数	是正 件数	未完了 件数
R1	①春日 1 西交差点 (学園西大通り線×学園北大通り線)	8	8	0
	②面野井 155-13 番地先交差点 (土浦学園線：グラステージ付近)	17	15	2
	③新井 312-1 地先交差点 (サイエンス大通り：みずほの村市場前)	10	8	2
R2	④西平塚交差点 (学園西大通り線×土浦境線)	12	12	0
	⑤吾妻西交差点 (学園西大通り線×学園中央通り線)	6	6	0
	⑥南大通交差点 (学園西大通り線×学園南大通り線)	7	4	3
	⑦上萱丸交差点 (国道 354 号線：みどりのカスミ前)	13	13	0
R3	⑧田中交差点 (国道 125 号線×学園東大通り線)	6	5	1
	⑨西大通り入口交差点 (学園西大通り線×学園東大通り線)	4	3	1
	⑩稲岡交差点 (国道 6 号線×学園西大通り線)	6	3	3
R4	⑪東光台入口交差点 (土浦境線)	5	0	5
	⑫西海道交差点 (土浦学園線)	8	0	8
	⑬榎戸交差点 (国道 354 号線及び国道 408 号線)	6	0	6
合計		108	77	31

4 是正状況
(7) 西平塚交差点 (令和2年度重点是正地域指定)

是正前



是正後



〔 オ 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る届出 〕

1 届出件数（すべて太陽光発電施設）

年度	件数	発電出力 (KW)				敷地面積 (㎡)					
		50～ 99	100～ 499	500～ 999	1000～	～999	1000～ 1999	2000～ 4999	5000～ 9999	10000～ 19999	20000 ～
H28	17	0	9	5	3	0	0	6	5	4	2
H29	25	1	11	7	6	0	1	6	9	6	3
H30	10	0	4	3	3	0	0	3	4	3	0
R01	15	2	7	4	2	1	0	4	7	1	2
R02	9	1	2	6	0	0	0	1	5	3	0
R03	9	0	5	4	0	0	0	3	4	1	1

2 分布図

